令和８年１１月２４日

県土整備企画課
直　通：092-643-3645
内　線：４４４６
担　当：増田、福田

指　名　停　止　措　置　状　況　書

指名停止措置の概要

１　指名停止措置建設業者：　住所　　福岡市早良区田村２－８－１５
　　商号又は名称　株式会社内野環境土木

２　指名停止の期間：令和８年１１月２４日～令和９年１月２３日(２ヵ月)

３　事実概要：
　福岡県土整備事務所発注の「油山川管理用道路設置工事（１工区）」において、令和８年７月３日、著しく安全管理義務を怠ったことから工事関係者に死亡者を生じさせたため。

４　指名停止の理由：
　上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱第３条別表その１第７号に該当する。
　したがって、本件については、指名停止（２ヵ月）とするものである。

【指名停止等措置要綱　別表その１第７号該当】

措　置　要　件	期　　間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） ７　県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から ２週間以上４ヵ月以内